

西宮市立鳴尾北小学校 いじめ防止基本方針

1. 本校の方針

鳴尾北小学校は、「知徳を磨き、健やかな子の育成」を学校教育目標として、「楽しく笑顔あふれる学校」の創造、「協働する学校」家庭・地域との連携を学校経営の重点として、児童の健全な成長を目指している。そのためにすべての児童が安定して学校生活を送り有意義で充実した活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するために、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2. 基本的な考え方

- ①いじめはどの児童にも、集団でも起こる可能性がある身近で深刻な人権侵害との認識に立つ。
- ②いじめを防止するには、特定の児童だけの問題とせず、社会全体で取り組む必要がある。
- ③児童の健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するためには、周囲の大人が児童の手本となるとともに、学校、家庭、地域等、市民がそれぞれの役割を自覚し、つながりをもった活動をする必要がある。
- ④児童は、自らが安定して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子供社会の実現に努める。

3. いじめの定義

「学校に在籍する児童に対して、一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ対応に当たる。

4. いじめ防止等の体制、対応 別紙1参照

学校は、いじめ防止等に関する事項を行うため、月1回生徒指導部会として、いじめ防止対策委員会を人権教育・道徳部会等と連携し開催する。また、いじめ事案発生時は、いじめ対応チームを緊急開催する。

5. いじめ防止等（未然防止、早期発見）の対応に係る年間指導計画の策定 別紙2参照

いじめ防止等のための取り組み、早期発見についての内容を、年間を通した計画で策定する。計画策定や内容の実施にあたっては、PDCAサイクルの中で、よりよいものに見直していく。

6. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校では、身体に重大な傷害を負った場合、心に大きなダメージを受けた場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、事案により校長が判断する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームを中心に組織的に調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

《学校教育目標》 知徳を磨き 健やかな子の育成

鳴尾北小学校は児童のためにある。その児童が安全で安心して生活することのできる学校をめざす。学校という大きな生活集団の中では、子供同士のトラブルは日常的に起こりうるものであるが、そうしたトラブルがいじめへと変化しないようにすることが大切と考える。

トラブル発生後の事後対応も大切であるが、問題が発生しにくい学級、学年、学校の風土をつくり、被害者を守る未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での開発的未然防止に努める。

【家庭・地域との連携】

○PTA、自治会、学校サポーター、教育連携協議会等と連携し、共通認識に立った上で、いじめ発見に協力を求める。

【校内組織】

○いじめ防止対策委員会
生徒指導部会
○いじめ対応チーム
校長、教頭、生徒指導担当
養護教諭、該当学年、SC
(生徒指導部会)

【関係機関との連携】

○教育委員会
○こども家庭センター
○甲子園警察
○子供家庭支援課

◎いじめの未然防止

- ① 教職員の意識の向上…学級作りやいじめ問題に関する校内研修等を行う。
(学級経営、いじめ問題の理解、いじめへの対応等)
- ② いじめの生まれにくい環境づくり—道徳教育及び体験活動の充実—
各教科…主体的に参加できる学習活動の工夫
道徳…自分の大切さや他人の大切さを認める人権教育の推進
学級経営…互いに認め合う雰囲気づくりと規律を大切に
委員会…主体的な活動
- ③ 保護者・地域との連携、学校の基本方針を保護者や地域住民に周知し、連携を図る。

◎いじめの早期発見

- ① 教師の気づき・観察
担任・養護教諭を中心に全職員による意図的な観察を行う。
(休み時間、登下校時、学校生活、日記など)
- ② アンケート調査
アンケートを学期ごとに実施。実施後、全体で把握・確認し、速やかに対応する。
- ③ 生活相談週間実施
各学期に生活相談週間、適宜個人面談を行い、悩みをいつでも相談できる体制をつくる。

◎いじめへの対処

- ① いじめの把握「教師による発見」、「児童本人」「友人」「保護者」からの訴え
- ② 情報共有 発見者→担任・学年→生徒指導担当・校長・教頭等
- ③ 対応協議、事実確認、対応方針確認(被害児童の保護、加害児童への指導等)
- ④ 教育委員会への報告、関係機関との連携、当該児童への継続的支援

	職員会議等	未然防止に向けた 取り組み	早期発見に向けた 取り組み
4月	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成	学級づくり	学級懇談会
		いじめ防止対策委員会	生徒指導交流会
5月	児童理解全体会①	いじめ防止対策委員会	教育相談
			生活相談①
			生徒指導交流会
6月		あいさつ運動	生活アンケート①
		人権地区別研修会①	学校公開
		いじめ防止対策委員会	生徒指導交流会
7月		いじめ防止対策委員会	個人懇談
			生徒指導交流会
8月	カウンセリング マインド研修①	人権研修 特別支援研修	生徒指導交流会
		いじめ防止対策委員会	
9月		いじめ防止対策委員会	生徒指導交流会
		人権参観懇談	学校公開
10月		人権地区別研修会②	生活相談②
		いじめ防止対策委員会	生徒指導交流会
11月		いじめ防止対策委員会	生活アンケート②
			生徒指導交流会
12月		いじめ防止対策委員会	個人懇談
			生徒指導交流会
1月		人権地区別研修会③	生徒指導交流会
		いじめ防止対策委員会	生活相談③
2月	カウンセリング マインド研修② 児童理解全体会② 学校評価	いじめ防止対策委員会	生活アンケート③
			生徒指導交流会
			学校公開
3月	いじめ対応チーム まとめ	いじめ防止対策委員会	生徒指導交流会